

輸送の安全に関する情報の公開

2024 年度 運輸安全マネジメントの取り組み

有限会社 JHN トラベル (バス部門)

経営理念

～お客様の旅行を最高な体験とするため、安全・安心・快適・便利なサービスを提供する事で、豊かな地域社会の構築に貢献します～

安全管理体制

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- 1) 社長は、輸送の安全確保が経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場の声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し安全確保が最重要という意識を徹底させる。
- 2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (PDCA) を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表していく。

2. 輸送の安全に関する重点施策

- 1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

3. 輸送の安全に関する目標

- 1) 法令違反及び人身事故ゼロ
- 2) 車両及び乗務員の安全投資計画の 100%実施
- 3) 安全運行の為の研修を毎月実施

4. 輸送の安全に関する計画

- 1) e ラーニング型教育プログラムの導入により、乗務員が遵守すべき輸送の安全に関する知識や関係法令の習得を不斷に進める。また管理者は、習得の進行状況を把握し適宜指導を行う。
 - 2) 輸送の安全に必要な車両の入れ替えや情報通信システム機器の更新を積極的に進める。
 - 3) 社長による職場巡視を年間 2 回（冬季、夏季）実施し、運行管理者、乗務員との意見交換を行う。
また、パソコンやスマートフォンなどによる情報伝達の効率化・双方向化・適時化を進める。
 - 4) 全乗務員に対し年間 2 回の健康診断を実施することに加え、SAS のスクリーニング検査や脳ドックを乗務員の年齢によって 3~5 年おきに実施する。
 - 5) 冬季の対応や個別の宿泊施設などの把握の為に、現地での研修を冬季シーズンイン前に実施する。
5. 安全統括管理者 代表取締役 モラード ケビン 令和 6 年 12 月 12 日選任
 6. 安全管理規程 別途掲示
 7. 安全管理体制図（緊急連絡票） 別途掲示

輸送の安全に関する取り組み状況

1. 作成した目標の達成状況

- 1) 法令違反及び人身事故⇒ゼロ
- 2) 車両及び乗務員の安全投資計画の 100%実施⇒達成

①ドライブレコーダー・デジタルタコグラフの購入費用：2,013,792 円（計画 1,792,670 円）⇒112%

②適性診断の受診費用：50,840 円（計画 19,200 円）⇒264%

2. 事故に関する状況

- ①人身事故⇒ゼロ
- ②有責接触事故⇒3件
- ③健康を維持し健康起因事故⇒ゼロ
- ④車庫内事故⇒ゼロ
- ⑤飲酒運転⇒ゼロ

3. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況（直近年度）

①安全運行の為の研修を毎月実施：2024年12月初任者研修、2025年1月2月は未実施、2025年

3月～7月はグッドラーニング（eラーニング教材）を受講⇒75%実施

②冬季の対応や個別の宿泊施設などの把握の為に、現地での研修を冬季シーズンイン前に実施する。⇒

全従業員で現地での研修を実施。

③初任運転者に対する添乗実技指導 「別添 初任運転者教育記録」のとおり

初任運転者への実技指導（2024年12月1日～12月25日）

初任運転者A 車両区分：小型 総運転時間 20時間 10分

実施12月① 使用車両：小型 ルート：車庫～糸魚川～富山（市街地、高速）

実施12月② 使用車両：小型 ルート：富山～高山～車庫（高速、峠道、市街地）

実施12月③ 使用車両：小型 ルート：車庫～飯山～妙高～車庫（市街地、高速、険路）

実施12月④ 使用車両：小型 ルート：車庫～小谷～大町～車庫（市街地、険路）

実施12月⑤ 使用車両：小型 ルート：車庫～白馬～車庫（市街地、険路、峠道）

指導内容：車幅・車高等の車両特性に応じた運転技術を状況に沿って指導。

添乗指導員：B（大型二種免許保有者）指導歴3年

初任運転者B 車両区分：小型 総運転時間 20時間 45分

実施12月① 使用車両：小型 ルート：車庫～大町～松本（市街地、険路）

実施12月② 使用車両：小型 ルート：車庫～池田～安曇野～車庫（高速、市街地）

実施 12 月③ 使用車両：小型 ルート：車庫～白馬～車庫（市街地、峠道）

実施 12 月④ 使用車両：小型 ルート：車庫～白馬～車庫（市街地、峠道）

実施 12 月⑤ 使用車両：小型 ルート：松本～車庫（市街地、険路）

実施 12 月⑥ 使用車両：小型 ルート：車庫～白馬～車庫（市街地、峠道）

指導内容：降雪時・夜間の運転技術や安全確認の方法などを指導。

車幅・車高等の車両特性に応じた運転技術を状況に沿って指導。

添乗指導員：A（大型二種免許保有者）指導歴 3 年 添乗指導員：D（大型二種免許保有者）指導歴 8 年

初任運転者 C 車両区分：小型 総運転時間 22 時間 38 分

実施 12 月① 使用車両：小型 ルート：車庫～長野～車庫（市街地、峠道）

実施 12 月② 使用車両：小型 ルート：車庫～白馬～車庫（市街地、険路、峠道）

実施 12 月③ 使用車両：小型 ルート：車庫～白馬～車庫（市街地、峠道）

実施 12 月④ 使用車両：小型 ルート：車庫～白馬～車庫（市街地、峠道）

実施 12 月⑤ 使用車両：小型 ルート：車庫～白馬～車庫（市街地、峠道）

指導内容：山間地、峠道での安全走行技術の取得のために、運転技術を指導。

車幅・車高等の車両特性に応じた運転技術を状況に沿って指導。

添乗指導員：C（大型二種免許保有者）指導歴 9 年 添乗指導員：D（大型二種免許保有者）指導歴 8 年

初任運転者 D 車両区分：小型 総運転時間 25 時間 44 分

実施 12 月① 使用車両：小型 ルート：車庫～千曲（市街地、険路）

実施 12 月② 使用車両：小型 ルート：車庫～長野～飯山～車庫（市街地、険路、高速）

実施 12 月③ 使用車両：小型 ルート：車庫～白馬～車庫（市街地、峠道、険路）

実施 12 月④ 使用車両：小型 ルート：松本～白馬～車庫（市街地、峠道）

実施 12 月⑤ 使用車両：小型 ルート：車庫～長野～車庫（市街地、峠道）

実施 12 月⑥ 使用車両：小型 ルート：車庫～白馬～車庫（市街地、峠道、険路）

指導内容：70 歳以上の年齢であり、危険把握能力の低下が懸念されたため、安全運転、危険回避のための運転方法を指導。山間地、峠道での安全走行技術の取得のために、運転技術を指導。

車幅・車高等の車両特性に応じた運転技術を状況に沿って指導。

添乗指導員：C（大型二種免許保有者）指導歴 9 年 添乗指導員：B（大型二種免許保有者）指導歴 3 年

初任運転者 E 車両区分：小型 総運転時間 23 時間 24 分

実施 12 月① 使用車両：小型 ルート：千曲～車庫（市街地、隘路）

実施 12 月② 使用車両：小型 ルート：車庫～小谷～車庫（市街地、隘路、峠道）

実施 12 月③ 使用車両：小型 ルート：車庫～白馬～車庫（市街地、峠道、隘路）

実施 12 月④ 使用車両：小型 ルート：松本～白馬～長野（市街地、峠道、隘路）

実施 12 月⑤ 使用車両：小型 ルート：車庫～松本～車庫（市街地、高速）

実施 12 月⑥ 使用車両：小型 ルート：車庫～白馬～安曇野（市街地、隘路）

実施 12 月⑦ 使用車両：小型 ルート：車庫～長野～白馬（市街地、隘路）

実施 12 月⑧ 使用車両：小型 ルート：松本～白馬（市街地、高速、）

指導内容：山間地、峠道での安全走行技術の取得のために、運転技術を指導。

車幅・車高等の車両特性に応じた運転技術を状況に沿って指導。

添乗指導員：B（大型二種免許保有者）指導歴 3 年 添乗指導員：C（大型二種免許保有者）指導歴 9 年

初任運転者 F 車両区分：小型 総運転時間 24 時間 45 分

実施 12 月① 使用車両：小型 ルート：車庫～糸魚川～上越～長野～車庫（市街地、高速、峠道）

実施 12 月② 使用車両：小型 ルート：長野～車庫（市街地、隘路）

実施 12 月③ 使用車両：小型 ルート：車庫～長野～車庫（市街地、隘路）

実施 12 月④ 使用車両：小型 ルート：車庫～白馬～車庫（市街地、隘路）

実施 12 月⑤ 使用車両：小型 ルート：車庫～長野～安曇野～松本～車庫（市街地、隘路、、峠道）

指導内容：70 歳以上の年齢であり、危険把握能力の低下が懸念されたため、安全運転、危険回避のための運

転方法を指導。車幅・車高等の車両特性に応じた運転技術を状況に沿って指導。

添乗指導員：B（大型二種免許保有者）指導歴 3 年 添乗指導員：C（大型二種免許保有者）指導歴 9 年

6.安全管理規程

安全 管理 規 程

有限会社 JHN ト ラ ベ ル

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 社長以下全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

（輸送の安全に関する目標）

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するため

に必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による（別紙参照）。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- 一 國土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる（別紙参照）。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

2 当社の一般貸切旅客自動車運送事業については前項に加え、事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者、事業用自動車に係る情報を、国土交通大臣に対して電磁気的方法により報告を行うとともに、国で公表される報告事項のほかに利用者にとって有用であると考えられる情報についても積極的に、同じく外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附 則（実施の時期）

1、本規定は、令和6年11月1日から実施する